

# 「公共の精神」を養う教育についての一考察

——「公共」の多義性を巡って——

赤 堀 方 哉

## 要 旨

教育基本法の改定を踏まえて、2008年に学習指導要領が抜本的に改正された。その主要な改正点の一つに、「公共の精神」が挙げられる。しかし、「公共の精神」が何を意味しているのかが明確になっているわけではない。本研究では、教育基本法の改正の議論の中で出てきた「公共性」を「規範／共通価値としての公共」として批判的に検討した。その上で、それとは異なる「公共の精神」のあり方として、「共感／信頼としての公共」、「正義としての公共」、「社会参加としての公共」を提示した。

キーワード：公共、公共の精神、学習指導要領

## 1. 序論

2008年3月に10年ぶりに「学習指導要領」が改定された。この改定は、教育基本法の改定後初のものであり、教育基本法の改定を踏まえた抜本的な改定となった。特に、今回の改定では、教育基本法前文に「公共の精神を尊び（中略）、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とされ、また、2条の目標には「三 ……公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、…… 五 伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛する……態度を養うこと」と明記されたことを受けて、道徳教育や公共の精神の養成が重視されていることが目立つ。たとえば、学習指導要領総則には「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする」と、小学校・中学校・高等学校ともに記述されている（文部科学省、2008a、2008b、2008c）。

教育基本法及び学習指導要領のこのような改定の必然性はどこにあったのだろうか。今回の一

連の改定の直接的な端緒を2000年の教育改革国民会議に見出すことが通例のようである。その報告として「新しい時代にふさわしい教育基本法の制定」が求められた。(教育改革国民会議、2002b)。また、2003年の中教審答申では、「社会状況が大きく変化し、また教育全般についてさまざまな問題が生じている今日、教育の根本にまでさかのぼった改革が求められている」と述べられ、教育全般についての様々な問題について、当時の文部大臣は「規範意識や道徳心の低下、いじめ、不登校…」などと説明していた(中央教育審議会、2003)。つまり、規範意識や道徳心の低下という現状を改善するために、教育基本法をはじめとする現行の教育体制を改めるという図式になっていることがわかる。新教育基本法が制定される直前の2006年6月に自民党が作成した「教育基本法Q&A」(自民党、2006)では、「公共の精神や道徳心は、教育基本法案ではどのように取り扱われていますか」という問いに、「1. 戦後社会や教育現場においては、個性の尊重や個人の自由が強調される一方、規律や責任、他人との協調、社会への貢献など基本的な道徳観念や「公共の精神」が、ややもすれば軽んじられてきました。2. こうした反省に立って、これからの教育においては、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、積極的に行動するという「公共心」や、善悪を判断する力、社会の一員としての規律や規範などの「道徳心」を身につけることが、大変重要です」と答えており、上の図式がより鮮明化している。

つまり、規範意識の醸成という観点から「公共の精神」が教育現場に持ち込まれようとしているのである。本研究においては、まず、規範としての公共が語られる背景を分析したうえで、この観点での「公共の精神」を教育現場に導入することの限界を論じる。次いで、「公共の精神」を考える際の他の観点を複数提示し、そこに既存の学校教育で用いられている取り組みを位置づける。それによって、「公共の精神」の養成を教育現場に導入することは、政府や立法者の意図を超えて、今日の社会状況に対応する教育実践となりうる可能性を提示することを目的としている。

## 2. 規範／共通価値としての公共

若者の規範意識の低下の象徴的な問題として、治安の悪化と「少年犯罪」が挙げられる。昔と比べて、治安が悪化したと感じられている方は多いのだろう。このような意識の典型的なものが、2003年に小泉内閣が策定した「犯罪に強い社会を実現するための行動計画」(犯罪対策閣僚会議、2003)である。この文書は「今、治安は危険水域にある」といういささかセンセーショナルな言葉から始まる。この現状認識は、「社会意識に関する世論調査」(内閣府、2002)のうちの、「悪い方向に向かっているもの」で、「治安」が上昇しているということだと思われる。また、野村総合研究所の調査(野村総合研究所、2005)でも、約90%が「治安が悪化している」と感じていると報告されている。

ただし、殺人や強盗のような凶悪犯罪自体は減少傾向にあり、犯罪白書等によれば、戦後最低水準となっている（法務省、2010）。このようなギャップが生じるのはなぜか。先述した「犯罪に強い社会を実現するための行動計画」では、治安水準の悪化を「街頭犯罪や侵入犯罪の急増、凶悪な少年犯罪の多発、来日外国人犯罪の凶悪化・組織化と全国への拡散等」によって説明しようとしている。少年犯罪の増加や凶悪化はしばしば論じられるが、各所で適切に指摘されているように（浜井、2004）、少年による凶悪犯罪が増加しているという事実は、統計的には確認できず、むしろ減少傾向にあり、10年前の半数以下であり、戦後最低水準となっている。

治安の悪化の要因として、「少年犯罪」や「外国人犯罪」が指摘されていることは、注目に値するだろう。近年の少年犯罪への注目の始まりは、1980年代末の宮崎勤による連続幼女誘拐殺人事件であり、そのピークは1990年代末の神戸連続児童殺傷事件とそれに続く一連の事件だろう。2000年以降も、「人を殺してみたかった」と語った少年による事件や、「自分では自殺できないので、人を殺したら死刑になると思った」と犯人が語った秋葉原事件など、少年（若年者）による凶悪な事件がいくつも記憶にあり、少年による凶悪で不可解な犯罪は“定着”した感すらある。

しかし、少年による凶悪な犯罪はもちろん最近始まったことではない。たとえば、1960年代の象徴的な少年による凶悪犯罪として、永山則夫による連続ピストル射殺事件があげられるだろう。この60年代末の事件と90年代末の事件の差はどこにあるのか。これを考えるときのキーワードは「理解可能性」である。永山の事件に関しては、「まなざしの地獄」という見田宗介による秀逸な論考に見られるように、社会構造とのかかわりの中で、その犯罪が理解されようとしていたのが、一転、神戸連続児童殺傷事件となると、多くの論考は、精神的病理的な枠組みのなかで処理しようとしているように思われる。そのとき用いられた「行為障害」や「人格障害」のような病名が、今では日常的に使われるようになっていく。神戸連続児童殺傷事件を社会構造とのかかわりの中から説明しようとし、積極的に発言したのが宮台（宮台、2001）であった。彼の用いた「脱社会的存在」という概念はすばらしい切れ味をもって、事件やその背後にある社会状況の説明には成功したと思われるが、理解可能性は進んだとは思われない。それもそのはずで、脱社会的存在という概念を用いた彼の論考のメッセージは、「この社会のなかには理解できない存在が存在することを直視しなさい、病名をつけて自分たちの視野の外に彼らを追いやっても、治安は回復しませんよ」というものであった。つまり、「若年者の理解できなさ」、コミュニケーションの断絶が、現実以上の若年者への警戒を生み、それが犯罪の認知件数と体感治安のずれを生じさせているように思われる。

そして、このようなコミュニケーションの断絶は世代間にのみ生じる問題ではない。自己選択・自己責任を謳う新自由主義的な改革は、原理上、個人の生活を不安定にして秩序を動揺させ、人間や社会がばらばらになっていくだろう。そのばらばらになっていく人と人をつなぎと

め、社会を構成するための接着剤として、道徳とか共同体意識、公共の精神などを強調せざるを得ない。共同体的な性格を強調することで、自律した個人を認めない新保守主義的な試みが登場するのである。想定する人間観が決定的に異なる新自由主義的な政策と新保守主義的な政策は、このような点において相互補完的な関係にある。だから、新自由主義・グローバルスタンダードを標榜し、日本社会をドラスティックに改革しようとした小泉総理の後に、一見正反対の主張である保守主義・愛国主義の安倍総理が登場し、教育基本法の改正をなしたというのは必然的な流れなのである。そして、学校教育はそのような共通価値を植え付ける中心的な役割が期待されることになる。一連の新保守主義的な教育改革によって、道徳教育が強調され、「公共の精神」の養成が求められるようになってきたことは、このような文脈の中で理解されなくてはならない。

この新保守主義的な教育改革が前提としている社会像は、「共通の価値」をもつ者同士が作り上げている社会であろう。しかし、この枠組みでは社会を考えることが難しくなっている。前述したように、新自由主義的な政策による格差の拡大や、戦後民主主義の中での価値観の多様化は、「共通の価値」を不確かなものにしていく。極端には外国人の問題がある。2008年末の外国人登録数約220万人（人口比1.7%）であり、1998年末の約150万人（人口比1.2%）に比べて約1.5倍となっている（法務省、2009）。国連経済社会局人口部は、日本の労働力人口（15歳～64歳）が1995年の8700万人から、2050年には5700万人に減少が見込まれるため、それに見合う移民を受け入れるとすると、年60万人必要であり、移民の人口比は30%になることを示した（国連経済社会局人口部、2000）。もちろん、これは、現在の人口規模を維持するという前提に立っての推計にすぎないが、それでも3人に1人は外国人という1つの近未来の社会像を示している。このような社会では、日本人としての「共通の価値」による社会の構成ということはほとんど考えられない。このときに「公共の精神」とは、「共通の価値」を前提とせずに社会を作っていく際の行動基準となるであろう。「公共の精神」の養成は、共通の価値を注入しようとする試みから、自分の思い通りにならない他者、自分と同じように考え、同じように行動するとは限らない他者、そういう他者との間で、公的な人間関係を形成し、社会を構成していくための資質・能力を獲得させる取り組みへと180度転換する。柄谷（1994）が1980年代に、デカルトを参照しながら「自分と同じ規則を共有する者との対話を対話とは呼ばない、対話は自分と言語ゲームを共有しないものとのことでなければならない、言語ゲームを共有するものとの対話は独我論でしかない」と思想として述べたことが、現実の社会構成の問題となってきたのである。このような現状認識に立って、社会を構成する資質・能力の育成の問題として、「公共の精神」の養成を考えなければならない。

### 3. 共感／信頼としての公共

前節において、共通の価値を前提としない者同士が、公的な人間関係を作っていくための資質・能力を獲得させる取り組みとして、「公共の精神」の養成を考えていかななくてはならないと述べた。本節において、その精神について論じ、次節においてその技法について論じることとする。

フクヤマ（1995）は、家族主義が強く家族以外の他者への信頼が育成されていない社会を低信頼社会、その逆に、家族の枠を超えた他者一般に対する信頼が存在する社会を高信頼社会と呼んだ。彼は日本を高信頼社会の例に挙げている。確かに、日本は家族以外の他者に対する信頼もそこそこに高いのであろう。それは家族に例えられる企業のように、比較的閉じた集団内における信頼であり、前述したような共通の価値を前提とする信頼であった。このような社会では、人間関係の効率化、効率的な組織運営が妨げられる。ここで議論されているのは、関係資本としての「信頼」である。この「信頼」に「安心」を対峙させる山岸の一連の研究（1998）は、公共のあり方を問う際の重要な手がかりを与えてくれる。

山岸は「集団主義社会は安心を生み出すが信頼を破壊する」と主張する。すなわち、近代以前の村落共同体に代表されるような集団主義社会においては、その内部の人間とつきあっている限りは警戒行動をとらずに安心して生活することができる。しかし、そのような集団の成員は、集団の外部の人間に対して心を許さない傾向にあるだろう。すなわち、安心な社会に暮らすことが、人間一般への信頼の育成を阻害しているのである。このような文脈で考えるならば、共通価値として公共を考えることは、集団内部での安心を育てながら、人間一般への信頼の育成を阻害する可能性に思い至るであろう。

未知の他者と出会ったとき、相容れないと思われる他者と出会ったとき、その彼を脅威として受け止め警戒行動をとるのか、それとも、その彼とともに社会を構成していく可能性を探るのか。ここでは後者のような人間一般への信頼を、「信頼としての公共」としている。つまり、信頼される性質ではなく、デフォルト状態のときに信頼できる資質・能力の育成を課題としているのである。このような公共を育てる試みが学校教育の中にはあった。カウンセリング・マインドを持った生徒指導であり、エンカウンターを用いた学級づくりなどがそれにあたる。これらの試みでは、目の前の具体的な他者との信頼感を築くことから始め、その延長線上に人間一般への信頼を獲得することを目指している。構成的エンカウターの第一人者でもある國分（1981）はエンカウンターを行うことは「次の六つを体験することである。ホンネを知る。ホンネを表現する。ホンネを主張する。他者のホンネを受け入れる。他者の行動の一貫性を信ずる。他者と関わりを持つ」ことであるとする。エンカウンターグループでは、自己と他者との相違が顕わになっ

たそののちに、その相違を認め合いながら関係を持ち続けていく精神の養成を目指している。学級づくりとしてエンカウンターグループが用いられたとしても、「安心」な学級を作ることが目指されているのではないのだ。

しかし、エンカウンター的な試みが、「安心」、すなわち共通の価値を持つ者同士の結びつきを志向していると思われるものもあることには留意が必要である。たとえば、いじめ問題への対応としてピアカウンセリングを用いる試みがある。いじめ問題は、人間としてのあるべき姿、正義の問題が問われているにもかかわらず、仲間同士の共感の問題へとすり替えられているのである。信頼するという精神を、仲間内での「安心」にではなく、正義の問題へと接続していくことが必要であろう。

#### 4. 正義としての公共

正義を語ろうとするとき、正義の中身について語る語り方と正義の形式について語る語り方が存在する。正義の中身について語ろうとする試みは、哲学や社会学の領域ではきわめて不人気である。これは、現代日本においては知識人のみならず、「広範に共有されている感情」である(井上、1986)。そしてこの傾向は、9.11以降より顕著である。

しかし、教育現場においては、正義の中身を同定して伝達するという試みが頻繁になされる。例えば、教育基本法における「愛国心」や新学習指導要領における「道徳教育の重視」などがそれぞれにあたる。確かに(学校)教育は、先行世代が大切にしている価値を後続世代に伝える役割を担っている。そのため、価値の伝達から逃れることはほとんど不可能である。前節までで論じてきたように、共通の価値による社会の構成は、比較的規模が小さく流動性の低い社会においては可能かもしれないが、現在の日本社会のような流動性の大きな社会には適さないだろう。そこで正義を形式として捉える視点が必要になってくる。

唯一の価値が存在しないというスタート地点に立つならば、複数の価値が対峙する言論空間において、その価値をすり合わせながら、着地点を探るという行為そのものに価値を見出すほかない。このようなコミュニケーション的行為(ハーバーマス、1985)に価値を見出すという精神とそれを可能にする資質・能力を「正義としての公共」とし、価値相対主義とは一線を画している。

日本社会において、主流な価値に対して自分の考えを述べることは、大きな勇気を必要とする。なぜならば、その異論が言論空間にのせられる以前に、人格的に処理され、「空気が読めない人」というレッテルを貼られるリスクを常に引き受けなくてはならないからだ(阪口他、2010)。また、「何を言ったのか」ではなく、「誰が言ったのか」が重視されることも珍しくない。異論を適切に引き受け、言論空間を適切に構成していくための技法が欠如しているのである。こ

のような欠如を埋める教育実践として、教室ディベートなどが挙げられる。ここでは、明確なルールもったディベート・ゲームという枠組みのなかで、あえて価値と価値を対立させ、言論空間を成立させることによって、正義が暫定的であることを了解させ、そのなかに参入していく技法を学んでいる。ここで学んだ技法が、教室から生活へと流れ出すためには、技法を超えた価値が必要である。すなわち、異論を提示することそのものに価値があるということである。ディベートの結果、退けられたとしても、そのディベートのなかで、主流な価値を深めたり、限界を示すことによって貢献しているのである。ディベートをゼローサム・ゲームとしてではなく、ウィン・ウィン・ゲームとする視点が必要であろう。

ここに至ると「寛容のパラドックス」を想起せざるを得ない。自分とは無関係なもの、関心がないものを許容することを寛容と呼ぶのではない。自分がどうしても受け入れることができないものをそれでもなおそれに価値を認め消極的に受け入れることを寛容と呼ぶのである。正義の中身を語らない正義のあり方として、形式としての正義を提示したが、これもまた異論に価値を認めるという一つのメタレベルの正義の中身であるということは明白である。したがって、正義としての公共を教育する試みは、2重化せざるをえない。つまりメタレベルの正義として異論が提示されることそのものに価値を認めるという価値を伝達し、そのうえで、その対立する価値の調整としての技法を伝達しているのである。

## 5. 社会参加としての公共

前節では、互いが価値を表明し、そのうえでの言論空間を作っていくことによる公共空間の創設について述べた。本節では、そのように表明した価値を基軸に社会に参加していくことについて、ボランティアキャリア教育と政治教育の2つの観点から述べる。

### 1. ボランティアキャリア教育

今日の教育改革の道筋を付けたと言われる教育改革国民会議の中間報告（2002a）では、「人間性豊かな日本人を育てるために」奉仕活動の義務化が提案された。この提案には各界から反対意見が出されたため、最終報告（教育改革国民会議、2002b）では、義務化が削除され、またその実施については、「内容や方法は子どもの成長段階などに応じて学校が工夫する」と中間報告からは後退したものの、ボランティア活動をあえて奉仕活動と呼び変え、今までの教育を「要求することに主力を置いていた」とするこの報告書では、国家や共同体への奉仕を念頭に置いていることが容易に伺える。その後、奉仕活動の義務化は法制化されていないものの、保守政治家によってしばしば言及されている。また、新学習指導要領（2008a、2008b、2008c）にも「家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな

体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」とされ、ボランティア活動をすることによって、共通の価値を獲得し「公共の精神」を身につけるといふ枠組みになっている。

しかし、ボランティア活動を、学習という観点からだけでなく、社会参加という観点から位置づけなおすことが肝要であると思われる。市場や政府が提供できるサービスには限界がある。市場はフリーライダーの問題等から営利のベースに乗らないサービスを提供できない。政府は公平性の観点から機敏にサービスを提供することが困難であり、また政府の価値は誰の価値を代表しているのか不明な場合も少なくない。このような市場の失敗や政府の失敗を是正するセクションとして、ボランティア活動は、個々の価値観によってサービスを社会へ直接提供する活動である。であるならば、前節で述べたような個々の価値観の表明が教室を超えて、社会へと流れ出す活動である。つまり、ボランティア活動によって「公共の精神」を身につけるといふ観点とは逆に、「公共の精神」を発揮する場としてのボランティア活動である。

ここに至ると、ボランティア活動はキャリア教育へと接続する。なぜならば、この社会でもっとも一般的な社会貢献が労働だからである。労働は多くの場合、市場の制約を受けるが、それでもなお、自分がどのような社会を理想とし、それへどのように貢献していくかを考えることがキャリア教育にはほかならない。近年、職場体験などを学校教育に多く取り入れられているが、その一方で、アルバイトを原則禁止している高校も多い。その理由は、アルバイトをすれば学業がおろそかになったり、過分のお金を持てば遊びに使ってよくないなどの理由だろう。確かに、「アルバイトに関する実態調査」(ネットエイジアリサーチ、2008)では、高校生の26%がアルバイトをしており、その目的の大半は「遊ぶお金にあてるため」である。だからアルバイト禁止するのではなく、だから労働を社会貢献として位置づけなおす必要があるのだ。イギリスでは、高校生の90%近くがアルバイトをしており、高校もそれを奨励しているのは、労働が社会貢献であるという考えが根底にあるからである(杉本ほか、2008)。

## 2. 政治教育

学校における政治教育は、教育基本法14条に「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定められている。この条文は、旧教育基本法においても同様である。しかし、実際の学校教育における政治教育は、知識としての政治制度は教えられてはいるが、現実社会の政治に関心を持たすような教育がなされてきたとは言い難い。その背景には55年体制下での自民党と社会党の対立があり、その代理戦争として日教組と文部省・教育委員会の対立があったことは否めない。政治的な対立が学校に持ち込まれた(持ち込まれようとした)ことによって、教育基本法14条の前段はほとんど意識されず形骸化



し、後段のみが注目され、政治的中立を盾に、学校から政治臭を払しょくすることに力が注がれてきた。その結果、14条前段の「良識ある公民としての必要な政治的素養」を学校教育のなかで身につける機会が失われてきたと言えるだろう。

そのことは若年層の投票率の低さが示している。例えば、総務省（2009）の発表によると、直近の衆議院選挙の投票率の全体平均は70.99%であるにもかかわらず、20-24歳は最も低く46.66%であり、65-69歳に向けて上昇している。社会に出て生活を始めることによって、様々な政治的な課題に直面する可能性が高まるので、年齢とともに投票率が上昇することはある意味当然であるが、このことは逆に、学校教育において政治的な課題と向き合う体験をさせていないということでもある。アメリカでは大統領選挙のある年には、多くの中学校や高校で模擬政党大会や模擬大統領選挙が行われている。そこでは、生徒同士が政治的な課題について自らの立場を表明し議論している。このような取組のなかで、政治的な素養を培っていくのである。ヒラリー・クリントンはその自伝（2003）で、「高校の模擬選挙での経験で政党と政策を学び、生涯の政治姿勢を決めた」と述べている。日本ではこのような取り組みが行われていることはほとんど聞いたことがない。

しかし、日本においても政治教育に取り組む時期が来ているのではないか。消極的な理由としては、55年体制の崩壊以降、イデオロギーの対立はほとんどなくなり、偏向教育を心配する必要はほとんどなくなっている状況がある。より積極的には、日本経済の停滞は、限定されたパイの分配をめぐる争いが頻繁になり、選挙結果が自分たちの生活に直結するようになる状況が挙げられる（例えば、2005年の郵政選挙）。また、森川（2009）は世代別投票率と世代会計の世代間不均衡の相関係数を算出することにより、「若者は、選挙に行かないせいで、4000万円も損している」ことを示した。

## 6. まとめ

これからの日本の学校教育には「公共の精神」を養うことが強く要請されている。学校教育の文脈では、「公共」という用語によって、規範意識を育てることやその土台である共通の価値を身に付けさせることを意味することが多い。しかし、それは公共という概念の一側面でしかないことを本稿で示してきた。デフォルトの状態では人間一般を信頼できるという精神、自己の価値観を表明しながら他者とコミュニケーションしていく技術、それらのことを駆使しながら社会へ積極的に参加していく態度、これらもまた大切な「公共の精神」である。

このような広がり意識せず、「公共」を規範意識と矮小化してしまう思考は、社会を閉じられたものと考え、共通の価値を持つ者同士が社会を構成していると考えられる思考である。しかし、グローバル化の進展はそのような社会観を根底から覆すことになるであろう。次の世代を生

きる子どもたちに、文字通りの「他者」とコミュニケーションできるしなやかな精神を養成することのできる学校教育を構想していくことをこれからの研究課題として、本論文を締めくくる。

【引用・参考文献】

- 井上達夫（1986）『共生の作法 会話としての正義』、創文社。
- 柄谷行人（1994）『探究Ⅱ』、講談社。
- 教育改革国民会議（2002）「教育改革国民会議中間報告－教育を変える17の提案－」。
- 教育改革国民会議（2002）「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」。
- 國分康孝（1981）『エンカウンター』、誠信書房。
- 国連経済社会局人口部（2000）「補充移民－人口の減少・高齢化は救えるか」。
- 杉本厚夫他（2008）『教育の3C時代 イギリスに学ぶ教養・キャリア・シティズンシップ教育』、世界思想社。
- 自民党（2006）「教育基本法Q&A」中央教育審議会答申（2003）「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」。
- 総務省（2009）「第45回衆議院議員総選挙における年齢別投票状況」。
- ネットエイジアリサーチ（2008）「アルバイトに関する実態調査」。
- ハーバーマス（1985）『コミュニケーション的行為の理論（上）（中）（下）』未来社。
- 浜井浩一（2004）「日本の治安悪化神話はいかに作られたか」、『犯罪社会学研究』vol 29、pp. 10-26。
- 犯罪対策閣僚会議（2003）「犯罪に強い社会を実現するための行動計画」。
- ヒラリー・クリントン（2003）『リビング・ヒストリー ヒラリー・ロダム・クリントン自伝』、早川書房。
- フランシス・フクヤマ（1996）『「信」無くば立たず』、三笠書房。
- 法務省（2009）「平成20年末現在における外国人登録者統計について」。
- 法務省（2010）『犯罪白書平成21年度版』。
- 野村総合研究所（2005）「治安に関する意識調査」。
- 見田宗介（1979）『現代社会の社会意識』、弘文堂。
- 宮台真司・藤井誠二（2001）『「脱社会化」と少年犯罪』、創出版。
- 森川友義（2009）『若者は、選挙に行かないせいで、四〇〇〇万円も損している?! 35歳くらいまでの政治リテラシー養成講座』、ディスカヴァー・トゥエンティワン。
- 文部科学省（2008）「中学校学習指導要領」。
- 文部科学省（2008）「高等学校学習指導要領」。
- 文部科学省（2008）「小学校学習指導要領」。
- 山岸俊夫（1998）『信頼の構造 こころと社会の進化ゲーム』、東京大学出版会。